



發行所 和歌山縣原通 和歌山縣人 三 印刷所 和歌山縣印刷所 定價 一月六十錢

栗を六萬石増産

本年新春より着手

赫々たる子午線の下あり、山村の今後の作
 で暖められた黒潮に、物として大いに有望視
 長き海岸線を洗われるせられるものである。
 本縣の氣候は温暖多雨 先づ獎勵のゆき方と
 にして、其の名にはじ しては、縣下の山林地
 ず、眞に樹種に恵まれ 帯の農村で山林中に原
 木の國であるが、地 生する野生栗の特に多
 た木の國であるが、地 生する野生栗の特に多
 勢は概ね山岳丘陵が多いところて且つ栽培化
 くに農作に適した地 接更新の進行、急速に
 の傾斜地を利用して柑 計畫を推進しようとし
 橘、除虫菊や、水田の るのである。
 農作として玉葱、けし 先づ初年度は優良品
 等の特産物が名譽を博 種の穂木を縣外（主と
 していたが、主食の生 して兵庫縣の本場）に
 産が乏しいため、農務 求めなければならぬ爲
 課では食糧事情に立脚 種々困難が伴うので拾
 した山地開發を行う新 町歩の高接に止め、次
 作物として栗の栽培を 年度には百町歩、三年
 獎勵することに主たる 日には四百町歩、四年
 栗の果實は澱粉質で主 日には七百町歩、五年
 食の代用をなすばかり 日には七百九十町歩計
 でなく、果實として都 二千町歩の栗園を拓き
 市人に嗜まれ、特に北 十五年後には年々六萬
 米向にはクリスマス用 石の收穫をあげようと
 として輸出の道があり するるのである。
 製菓「マロングーラッセ」 此の事業の遂行に對
 としては世界商品とし して、縣は初年度に参拾數

観光の春來る

観光會白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり
 一月二十七日 白濱に於けるけり

國家再建は先ず納税から!

國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!
 國家再建は先ず納税から!

縣民一人當り 六百圓貯蓄しましょう

經濟自立促進貯蓄運動

本年度和歌山縣貯蓄成の目標額二十億に對し刻も早く確立すること
 績は、救國貯蓄運動の増加率七一、八パーが急務となつたのであ
 浸透と、縣民の絶大なセントに比べるとはるる。
 協力により、次第に増加状態であり、このため、次に當初
 上し、遂に十二月末にこれによつても經濟安目標額とは別に、第
 おいて、増加額三十二一定のいしづえは着々と四、四半期（昭和二十
 億一千三百十一萬八千進みつつあるのである四月一、二、三月の三
 圓を示し、本縣昭和二十の時にあたり「經濟ヶ月間」の貯蓄増加達
 十三年度増加目標額三安定九原則の實施が成額を六億圓として
 十二億圓を突破した。指令せられ、經濟的に當面しての徴税の促
 これを昨年度十二月末自立して行く体制を一進等の特殊事情下では

あるが、萬難を排して場合は縣知事は公告す
 この達成に、縣民こそ、其の場合對價の支
 つて、全力を傾け、目標は別に隔地拂請求書
 標を達成しなければならぬが、この支拂は従來
 濟自立促進貯蓄運動中では、日本銀行代理店で行
 名付け本運動期間中は、今日度日本銀行
 令に對する貯蓄増強
 の意義の強調
 (二)手許現金貯蓄化の
 提唱
 (三)貯蓄組合の結成促
 進
 (四)生活再建、納税準
 備貯蓄の勸奨
 (五)最近不振の漁村方
 面の啓蒙
 等の諸点に特に重点
 を置くことになつた縣
 民各位の積極的な協力
 を當局では望んでい
 る。

買收農地等對價
 支拂について
 買收農地等對價
 支拂について
 買收農地等對價
 支拂について

失業保險適用届を
 早く提出して下さい
 失業保險適用届を
 早く提出して下さい
 失業保險適用届を
 早く提出して下さい

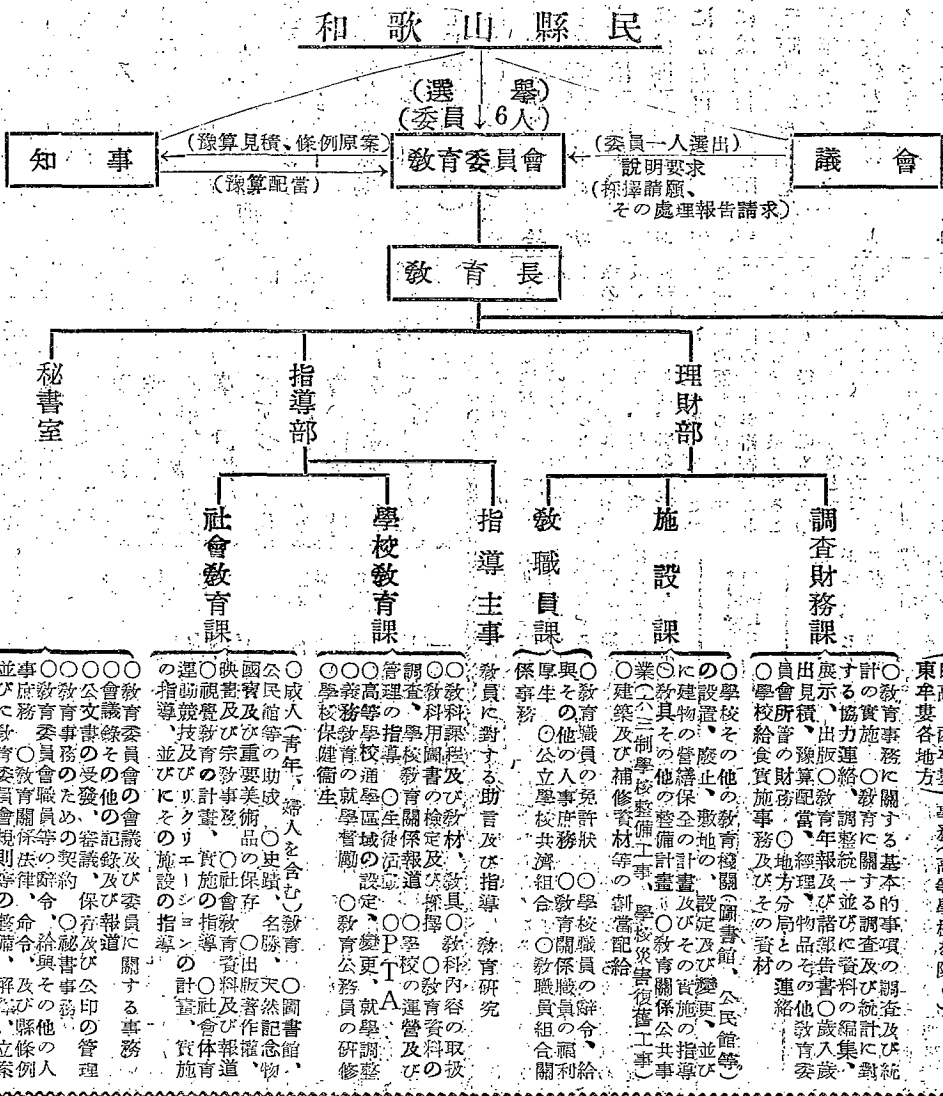


縣知事は公告す
 其の場合對價の支
 拂は別に隔地拂請求書
 が提出して貰わねばな
 るが、この支拂は従來
 日本銀行代理店で行
 っていたが今日度日本
 銀行の無き地方は、
 郵便局で支拂をうける
 事が出来る様になつた
 から便利である、詳細
 については町村農地委員
 会に問い合わせる。
 (農地課)

和歌山縣職業安定課で
 は昨年十二月一日から
 本年二月末日までを失
 業保險法未適用事業主
 の一斉調査をしたこと
 り、未だ縣下に三百件
 程あるを判明しました
 右の適用届を提出され
 ない事業主は直ちに和
 歌山縣職業安定課へ届
 出を要求め、二三月
 出でなければ失業保
 險法第五十
 三條によつ
 て罰せられ
 ますから注
 意を要しな
 らばならぬ
 業保險適用
 届を提出さ
 ればならぬ
 (1)工場、
 礦山、銀行、
 商店などの
 通常五人以
 上の従業員
 を雇つてい
 る事業主
 (2)株式會
 社、有限會
 社、社団法人、
 社団法人、
 社団法人以上
 の事業主
 (3)従業員
 を雇つてい
 る事業主

縣教育委員會の機構

教育の民主化、教育の自治性確立、教育の地方分権の三大原則に... 地方分権の三大原則に... 教育の民主化、教育の自治性確立、教育の地方分権の三大原則に...



事務局長は、教育委員の指導監督の... 事務局長は、教育委員の指導監督の... 事務局長は、教育委員の指導監督の...

過日、高松のパーマ原因は、電気器具の過熱からだった。... 過日、高松のパーマ原因は、電気器具の過熱からだった...

競馬と寶籤... 本縣の産業再建、災害まで一ヶ月間に亘つて... 競馬と寶籤... 本縣の産業再建、災害まで一ヶ月間に亘つて...

兒童福祉に關する論文募集... 兒童福祉法施行せられて茲に一ケ年... 兒童福祉に關する論文募集... 兒童福祉法施行せられて茲に一ケ年...

審査員... 和歌山縣知事 和歌山縣教育委員... 審査員... 和歌山縣知事 和歌山縣教育委員...